

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年(2022年)5月17日

北海道釧路総合振興局長

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

ビジたびくしろ活用促進事業委託業務

(2) 業務の目的及び内容

ウイズコロナに対応した新しい旅のスタイルの普及に向け、働き方改革にも資する「ブレジャー」をくしろ地域で活用する方策等について検討するため、出張者向けモデル事業を実施するとともに、普及啓発用の資料を作成する。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年(2023年)1月31日(火)まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人若しくは道内に住所を有する個人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

・道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

・消費税及び地方消費税

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ コンソーシアムの構成員が、単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ク 次に掲げる届け出の義務を履行している者であること。（当該届け出の義務がない場合を除く。）

・健康保険法第48条の規定による届出

・厚生年金法第27条の規定による届出

・雇用保険法第7条の規定による届出

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限

令和4年(2022年)5月24日(火)午後5時(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

ウ 提出場所

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課 担当：堂下、白戸

電話：0154-43-9147 FAX：0154-42-2116

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案指示書の交付に関する事項

(1) 交付期間 公告の日から令和4年(2022年)6月7日(火)午後5時まで

なお、上記3の場所での交付期間は、土曜日、日曜日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付方法 上記3の場所で交付する。

また、釧路総合振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 上記2の参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。

(2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより、企画提案書を提出することができる。

ア 提出期限 令和4年(2022年)6月7日(火)午後5時(必着)

イ 提出場所 上記3(1)ウに同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課(担当:堂下、白戸)

(2) 所在地 郵便番号085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

(3) 連絡先 電話:0154-43-9147 FAX:0154-42-2116

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 無効となる参加表明書又は企画提案書

企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) プロポーザル審査会(ヒアリング)の実施

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を実施する。

(5) 審査結果の通知

企画提案書の採否は書面により通知する。

(6) その他

ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のプロポーザル審査会(ヒアリング)に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用することはない。

エ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することができる。

オ 各提出書類の提出後の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された全ての書類は返却しない。

キ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなす。また、企画提案書のヒアリングに出席しない場合も同様に企画提案の参加意思がないものとみなす。

ク 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付ける。

ケ 審査結果及び特定者名は公表する。

コ 詳細は、企画提案指示書等による。